

# 中央区地域の安全安心見守り防犯カメラ設置助成要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、大阪市中央区内の街頭における犯罪及び子どもに対する犯罪（以下「街頭における犯罪等」という。）の発生を抑止し、安全安心のまちづくりに寄与するため、大阪市中央区地域の安全安心見守り防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）の設置助成に関し必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 防犯カメラとは、大阪市中央区役所（以下「区役所」という）が購入及び設置するものであって、街頭における犯罪等の発生が懸念される箇所に設置する防犯カメラ（電源装置、防犯カメラを設置していることを記載した看板、取り付けに必要な金具等を含む。）で、画像を撮影し記録するための設備一式をいう。

(2) 防犯カメラ管理責任者とは、防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラ及び画像データを適正に管理し、画像データの漏えい、流出等の防止、その他の安全管理のために必要な措置を講じる責務を負う者をいう。

(3) 防犯カメラ取扱者は、防犯カメラの管理及び運用に関し、防犯カメラ管理責任者を補佐するものであり、防犯カメラの機器の操作や画像データの確認を行うことのできる者をいう。

## (設置助成対象)

第3条 防犯カメラの設置助成を受けることができる大阪市中央区内の団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 地域活動協議会
- (2) 地域振興会を構成する団体
- (3) P T A協議会を構成する団体
- (4) 防犯ボランティア活動団体に登録している団体
- (5) その他中央区長（以下「区長」という）が特に認める団体

## (設置助成する防犯カメラ)

第4条 区役所が設置助成する防犯カメラ及びその設置助成台数は、区役所の予算の範囲内で決定するものとする。

## (設置助成した防犯カメラの維持管理等)

第5条 防犯カメラの維持管理については、防犯カメラの設置助成を受けた団体（以下「助成団体」という。）が適切に実施するものとし、防犯カメラの維持管理及び修理並びに画像データの管理等に要する費用は、助成団体の負担とする。

2 助成団体が防犯カメラの維持、管理、修理等を怠ったことによる防犯カメラの不具合の責又は第三者への損害の責は助成団体が負うものとし、区役所は、その責を負わないものとする。

3 防犯カメラの画像データにつき、法令、本要綱及び別途定める中央区防犯カメラ管理規程(以下、「管理規程」という。)に従わない等、不適切な管理又は取扱いを行ったことにより第三者に損害を与えた場合は、助成団体がその責を負うものとし、区役所は、その責を負わないものとする。

(防犯カメラ設置助成の申請等)

第6条 防犯カメラの設置助成を申請する団体(以下「申請団体」という。)は、防犯カメラ設置助成申請書(様式第1号)を区長が定める期限までに、区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、区長が必要ないと認めるときには、これらの書類の添付を省略することができる。

(1)申請団体の概要(定款、規約、会則、会員名簿等)

(2)防犯カメラ設置箇所位置図

(3)防犯カメラ管理責任者及び取扱者届出書(様式第2号)

(4)中央区地域の安全安心見守り防犯カメラ設置助成要綱及び中央区防犯カメラ管理規程を遵守する旨の宣誓書(様式第3号)

(5)防犯カメラ設置場所の所有者(所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合にあっては、当該使用する権利を有する者を含み、当該設置場所が道路等の公共施設である場合にあっては、当該公共施設の管理者をいう。)の同意書(様式第4号)

(6)防犯カメラを設置することについて、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の法令に基づく許可等が必要である場合にあっては、当該許可証の写し

(7)その他区長が必要と認めるもの

(防犯カメラ設置助成及び引渡しの決定及び通知)

第7条 区長、前条第1項の規定による申請があった時は、当該申請に係る書類の審査及び現地調査等(以下「審査等」という。)を行い、防犯カメラを設置助成すべきものと決定したときは、設置工事が完了した後引渡すこととし、申請団体に対して、防犯カメラ設置助成及び引渡し決定通知書(様式第5号)を交付する。

2 区長は、必要があると認めるときは、防犯カメラの設置に関し、設置箇所を管轄する警察署長に意見を求めるものとする。

3 区長は、審査等の結果、防犯カメラを設置助成することが不適当であると認めたときは、申請団体に対して、理由を付して防犯カメラ不設置決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(設置助成決定除外)

第8条 区長は、申請者又はその役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、設置助成決定を行わないものとする。

(1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員

- (2) 大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる又はおそれがあると認められる場合
- 2 前条第3項の規定は、前項の規定による交付決定を行わない場合について準用する。

(申請の取下げ)

第9条 申請団体は、第7条第1項の通知書を受領した場合において、次のいずれかに該当するものとして申請を取り下げようとするときは、防犯カメラ設置助成申請取下書（様式第7号）により申請の取下げを行うことができる。

- (1) 構造上防犯カメラを設置することが困難であることが判明したとき
- (2) 助成団体が解散することとなったとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、防犯カメラの管理等を行うことができなくなったとき

(防犯カメラの用途の制限)

第10条 設置助成された防犯カメラは、管理規程に従い、管理規程以外の目的に使用してはならない。

(防犯カメラ設置助成の決定の取消し及び返還)

第11条 区長は、第7条第1項の規定により防犯カメラの設置助成の決定に関する通知をした後、次の各号のいずれかに該当する場合においては、助成団体に対して、防犯カメラの設置助成の決定を取り消し、既に設置助成した防犯カメラがある場合にあっては、当該防犯カメラ又はその設置に要した費用の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 助成団体が、申請書及びその添付書類等に虚偽の事実を記載した場合
- (2) 助成団体が解散した場合
- (3) 助成団体が、設置助成された防犯カメラを本要綱及び管理規程に反する使用をした場合
- (4) 設置助成決定後の事情変更により特別の必要が生じた場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その活動が助成団体として不適当であると区長が認める場合

2 前項の規定により決定の取消しを行った場合は、区長は、防犯カメラ設置助成決定取消・返還通知書（様式第8号）により助成団体に通知するものとする。

3 助成団体が前項の通知書を受領した場合は、遅滞なく防犯カメラを区長に引き渡さなければならない。

- 4 第2項の規定により通知書を受領した助成団体は、原状回復を行なわなければならぬ。  
(防犯カメラの管理責任者及び取扱者の変更)

第12条 助成団体は、防犯カメラの管理責任者又は取扱者に変更があった場合は、防犯カメラ管理責任者・取扱者変更届出書（様式第9号）を区長に提出しなければならぬ。

(設置助成の変更等)

第13条 助成団体は、助成の内容等の変更を行おうとする場合は、防犯カメラ設置助成変更承認申請書（様式第10号）を区長に提出しなければならない。

(立入検査等)

第14条 区長は、防犯カメラの適正な管理及び運用を期するために必要があると認めたときは、助成団体に対して報告を求め、又は承諾を得た上で職員に助成団体の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(財産の管理及び処分の制限等)

第15条 助成団体は、防犯カメラの設置助成を受けた日から起算して少なくとも6年間は、この要綱及び管理規程の目的に基づき防犯カメラを適切に維持管理しなければならない。

2 助成団体は、区長の承認を受けないで、この要綱及び管理規程の目的に反して防犯カメラを使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供してはならない。

3 区長は、助成団体が前2項に違反した場合は、防犯カメラの設置に要した費用の返還を求めることができる。

(補足)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月27日から施行する。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

この要綱は、令和3年1月22日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

大阪市中央区長 様

住 所

申請団体名

代表者氏名

電話番号

### 防犯カメラ設置助成申請書

中央区地域の安全安心見守り防犯カメラ設置助成要綱第6条第1項の規定により、防犯カメラの設置助成を希望しますので、関係書類を添えて申請します。

#### 1 助成を受けようとする物品

防犯カメラの設置箇所	台数
	台
	台
	台
	台
	台
	台
	台

#### 2 添付書類

- (1) 申請団体の概要(定款、規約、会則、会員名簿等)
- (2) 防犯カメラ設置箇所位置図
- (3) 中央区防犯カメラ管理責任者及び取扱者届出書(様式第2号)
- (4) 中央区地域の安全安心見守り防犯カメラ設置助成要綱及び中央区防犯カメラ管理規程を遵守する旨の宣誓書(様式第3号)
- (5) 防犯カメラ設置場所の所有者の同意書(様式第4号)
- (6) 道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の法令に基づく許可等が必要である場合にあっては、当該許可証の写し

( 7 ) その他区長が必要と認めるもの

( 様式第 2 号 )

令和 年 月 日

大阪市中央区長 様

住 所

申請団体名

代表者氏名

電話番号

**防犯カメラ管理責任者及び取扱者届出書**

中央区地域の安全安心見守り防犯カメラ設置助成要綱第 6 条第 2 項第 3 号の規定により、防犯カメラの管理責任者及び取扱者を次のとおり届出ます。

管理責任者

氏名	役職等	住所	連絡先

取扱者

氏名	役職等	住所	連絡先

( 様式第 3 号 )

令和 年 月 日

大阪市中央区長様

住所  
申請団体名  
代表者氏名  
電話番号

## 中央区地域の安全安心見守り防犯カメラ設置助成要綱及び 中央区防犯カメラ管理規程を遵守する旨の宣誓書

中央区地域の安全安心見守り防犯カメラ設置助成要綱第 6 条第 2 項第 4 号の規定により、同要綱及び次の中央区防犯カメラ管理規程を遵守することを宣誓します。

### 中央区防犯カメラ管理規程

#### 1 目的

この規程は、中央区地域の安全安心見守り防犯カメラ設置助成要綱（以下「要綱」という。）により助成される防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）について、街頭における犯罪及び子どもに対する犯罪の発生を抑止することと併せ、防犯カメラの対象となる者のプライバシーの保護を図るため、その設置又は運用について定めるものである。

#### 2 管理責任者及び取扱者

##### （1）防犯カメラの管理責任者及び取扱者

要綱第 6 条第 2 項第 3 号又は第 12 条の規定により届出があった者

#### 3 設置場所及び設置台数

要綱による防犯カメラ設置助成申請書のとおり

#### 4 管理方法

（1）防犯カメラ管理責任者は、防犯カメラ及び画像データを適正に管理し、画像データの漏えい、流出等の防止、その他安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

（2）防犯カメラ取扱者は防犯カメラの機器の操作及びデータの確認を行う。

(3) 防犯カメラの機器の操作、画像データの保管及び廃棄並びにこれらに付随する行為は第三者に委託して行なうことができる。

## 5 画像データの保管及び廃棄

- (1) 画像は、撮影時の状態のまま保存し、加工はしない。
- (2) 撮影された画像の保管期間は、1週間以上とする。

## 6 画像の利用制限

- (1) 画像の利用は、犯罪の抑制及び防止目的の範囲で行い、画像から知り得た情報は、外部に漏らさない。
- (2) 画像は、次のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供しない。
  - ア 法令に基づく請求があった場合
  - イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合（ただし、検査機関が画像の提出を求める場合は文書によるものとする。）
  - ウ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
  - エ 本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合

## 7 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問合せを受けた場合には、遅滞なく適切に処理する。

## 8 防犯カメラの維持管理

防犯カメラを設置助成された団体は、防犯カメラの維持・管理に努め、維持・管理及び利用に関する費用を負担する。

## 9 その他

その他公序良俗及び法令に反する行為を行わないこと。

（附則）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成30年3月27日から施行する。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

この要綱は、令和3年1月22日から施行する。

(様式第4号)

## 同 意 書

令和 年 月 日

[設置場所の所有者]

住 所

氏 名

[設置場所の賃借人]

住 所

氏 名

(賃貸建物等の場合のみ所有者と併せて記載)

次の者が中央区地域の安全安心見守り防犯カメラ設置助成制度を利用して、下記の場所に防犯カメラ等を設置することに同意します。

あわせて、中央区防犯カメラ管理規程の遵守及び防犯カメラ設置完了後の現場検査、立入検査等に協力することについて同意します。

記

### 1. 設置者

(1) 団 体 名

(2) 代表者氏名

(3) 住 所

### 2. 設置内容

(1) 防犯カメラ 台

### 3. 設置場所

(1) 住 所

(様式第5号)

大中市指令 第 号  
令和 年 月 日  
様

大阪市中央区長

## 防犯カメラ設置助成及び引渡し決定通知書

令和 年 月 日付で設置申請がありました防犯カメラについて、次のとおり物品を設置し、引渡すことを決定しましたので通知します。

### 1 団体の名称

### 2 設置助成及び引渡す防犯カメラ

防犯カメラ(仕様)	台数	場所	助成内容
	台		
	台		
	台		
	台		
	台		
合計	台		

### 3 引渡し予定期

令和 年 月 日

### 4 注意事項

防犯カメラの維持・管理・修理及び画像データの管理・取扱については、中央区地域の安全安心見守り防犯カメラ設置助成要綱および中央区防犯カメラ管理規程を遵守すること。

( 様式第 6 号 )

大中市指令 第 号  
令和 年 月 日  
様

大阪市中央区長

### 防犯カメラ不設置決定通知書

令和 年 月 日付で設置助成申請がありました防犯カメラについて、次のとおり設置をしないことに決定したので通知します。

1 団体の名称

2 設置しない理由

( 様式第 7 号 )

令和 年 月 日

大阪市中央区長 様

住 所

申請団体名

代表者氏名

電話番号

### 防犯カメラ設置助成申請取下書

令和 年 月 日付大中市指令第 号にて通知のあった防犯カメラの設置助成決定について、  
中央区地域の安全安心見守り防犯カメラ設置助成要綱第 9 条第 1 項の規定により、申請を取下げます。

1 設置助成決定通知を受け取った日

2 取下げの理由

( 様式第 8 号 )

大中市指令 第 号  
令和 年 月 日  
様

大阪市中央区長

## 防犯カメラ設置助成決定取消・返還通知書

令和 年 月 日付大中市指令第 号にて設置助成決定した防犯カメラについては、次のとおり設置決定を取り消したので、中央区地域の安全安心見守り防犯カメラ設置助成要綱第 11 条第 2 項の規定により通知します。つきましては、令和 年 月 日までに、第 4 条に規定する防犯カメラに関して、次のとおり返納してください。

### 1 団体の名称

### 2 取消内容

### 3 取消理由

### 4 返還対象の防犯カメラ

防犯カメラ(仕様)	台数	場所	助成内容に対する返還相当額
	台		
	台		
	台		

( 様式第 9 号 )

令和 年 月 日

大阪市中央区長 様

住 所

申請団体名

代表者氏名

電話番号

### 防犯カメラ管理責任者及び取扱者変更届出書

防犯カメラの管理責任者及び取扱者を変更しましたので、中央区地域の安全安心見守り防犯カメラ設置助成要綱第 12 条の規定により、次のとおり届出ます。

管理責任者

変更前

氏名	役職等	住所	連絡先

変更後

氏名	役職等	住所	連絡先

取扱者

変更前

氏名	役職等	住所	連絡先

変更後

氏名	役職等	住所	連絡先

(様式第10号)

令和 年 月 日

大阪市中央区長 様

住 所

申請団体名

代表者氏名

電話番号

### 防犯カメラ設置助成変更承認申請書

年 月 日付大中市指令第 号にて通知のあった防犯カメラの設置助成決定について、中央区地域の安全安心見守り防犯カメラ設置助成要綱第9条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

#### 1 変更内容

(変更前)

(変更後)

#### 2 変更理由

#### 3 添付書類

( 様式第 11 号 )

大中市指令 第 号  
令和 年 月 日  
様

大阪市中央区長

## 防犯カメラ設置助成変更承認決定通知書

年 月 日付大中市指令第 号にて設置助成決定した防犯カメラについては、中央区地域の安全安心見守り防犯カメラ設置助成要綱第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり承認を決定しましたので通知します。

### 1 変更の内容

### 2 変更の理由